

第7回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月19日(火) 午後4時から午後5時5分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫			
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子	
	3番	福田英一	4番	君島道夫	
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一	
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男	
	9番	平久井順一	10番	大森克則	
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫	
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正	

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地通知の決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (6) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので總會は成立いたします。

それでは、ただいまから第7回矢板市農業委員会總會を開催します。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、7番山口委員、12番町野委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、7番山口委員、12番町野委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第2班、班長14番渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番の渡邊浩正です。本日午前10時00分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第4条を1件、農地法第5条を2件、非農地通知を3件、計6件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番の阿久津です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

事務局説明にもありましたように、震災の影響により建物が大分痛んでおります。現在の庭の南側が申請地に当たりますが、現況としては畑と

して利用しています。地籍調査も済んでおり、境界が明確なので今回の申請はやむを得ないと見て参りました、ご審議をお願いします。

議 長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

それでは議案第1号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

8番佐藤です。進入路については既存の建物と同じものを使用するのですか。幅についても住宅に問題ないのでしょうか。

事務局

既存の家と入口は同じです。建築基準関係については今までと同じなので問題ありませんと聞いています。

議 長

他に質疑意見ございませんか。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(2) 議案第2号から第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員にお願いします。

13番齋藤委員

13番齋藤です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

4ヶ月程前に農振除外の許可を出しているのなら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊浩正です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

次期環境施設を建設するための進入路工事に伴い一時的に仮設ハウスを置くということでのなら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号から第3号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員 5番石塚です。3号議案ですが、一時的な転用の為の申請でありますけれども業務が終わった後の解除も農業委員会にかかるのでしょうか。

事務局 完了届を提出いただいて終了となります。終わったからといって議案にかけることはありません。

議長 他に質疑意見ございませんか。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(4)議案第4号から第6号 非農地通知の決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員 4番君島です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は合計すると4反歩くらいあり、非常にもったいない農地ではございましたが、長年草刈りはしている形跡は見られました。ですが残土があったり、一部におきましては駐車場を貸しているようで車が何台か止まっていたりする状況です。本人からの要望もあり、農地としては維持できないと見て参りました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員 6番阿久津です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は地図で分かるように、南側と北側に川が流れていて、俗に言う中州の状態にあります。現況は田で、固定資産税も払ってきたと思われまます。田としては使えない為、やむを得ないと見て参りました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第6号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員にお

願います。

14番渡邊浩正です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

所有者は那須塩原市の方で、当該地は親から相続した土地です。現況は、まだ木は生えていませんが草が生い茂っています。近所にも宅地がありまして、何かあった時に危ないと見て参りました。非農地通知を出して本人の意向に沿って使用することが望ましいのではないかと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

それでは議案第4号から第6号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

議案4号の経緯をお願いします。

事務局

一部、携帯か何か分かりませんが鉄塔の届出は出ています。一部砂利などが入っている駐車場になっていて、一部残土などがあります。いずれにしても長年農地としてはやっていけないとおっしゃっていました。今回意向調査をした結果、農地としては落としたいとのことでしたし、現況を見る限り農地として戻すのは無理だろうということで非農地通知の案件に入れることにいたしました。

議長

他に質疑意見ございませんか。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(5) 議案第7号から第8号 農用地利用集積計画に係わる処分決定について議題に供します。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員退室)

では事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第7号から8号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号から第8号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第7号から第8号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。

(佐藤委員入室)

続いて、付議事件(5) 議案第9号から第107号 農用地利用集積計画に係わる処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4ページからご覧下さい。(議案書により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第9号から107号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

1番渡邊好雄委員 1番渡邊好雄です。確認ですが、議案59号は継続ではなく、新規ではないでしょうか。

事務局 確認して次回ご報告します。

8番佐藤委員 8番佐藤です。ちらほらと使用貸借権と言いながら、0円というのが出てきたと思います。私が昔、農業委員をしていた時にも議論になりました。0円のうちはまだいいと思いますがマイナス1万円、マイナス5千円という案件が他の委員会では上がってきているようです。使用貸借権と言いながら、お金を払って農地を綺麗にしてもらおうという論理を持ち出すそうです。

そうすると、市では固定資産を徴収していると思いますが、課税の基準額、根拠を失ってしまうのではないのでしょうか。農業委員会の立場上は0円でも耕作してもらう方がいいと思いますし、そうあるべきだと思います。今後マイナスの時代が出てきた時、我々はどのような議論をしていけばいいかの道筋をぜひ、税務課、県、国に意見を仰いでいただきたいです。

非常に見地の高い方の中には、耕作放棄地にするくらいならば、お金を払ってでも管理してもらったり、農作物を入れてもらったりした方がいいという方もいるんです。そういう方が出てきた時に私も今までは0円でいいのではと助言をしてきましたが、今後はマイナスの権利としてうたった場合に固定資産ではなく、固定負債になりかねないので、その点

を後で教えて下さい。

事務局 そちらの確認は後でさせていただきたいと思います。一番最初に出た、農地じゃないような土地を復活させるというのであれば、耕作放棄地を解消すると補助金がもらえるので、そちらに誘導していきたいです。ただ単に管理するためにマイナスというのであれば、税務課等と相談して考えていきたいと思います。

議長 議案第9号から107号について、原案のとおり決定してよろしいですか。
(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて付議事件(6)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の11ページからご覧下さい。(議案書により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ただいまの事務局説明について質疑・意見等を求めます。
(質問、意見なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。
(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・土地建物の交換をしたときの特例について
- ・平成29年度の矢板市農業委員視察研修の精算について
- ・平成29年度第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- ・平成30年度農作業標準賃金検討会の開催について
- ・新年会の開催について

議長 ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。
(質問、意見なし)
それでは以上を持ちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤寛夫

議事録署名委員 山口栄一

議事録署名委員 町野位夫